

これからも皆さまの“企業と暮らし”
の中に京滋しんくみを！

お子様の未来のために

「子育て応援」定期預金・定期積金

チャラ



○お取扱期間：2021年4月1日～2022年3月31日○

定期預金「チャラ」

対 象 者：出生から3ヶ月以内までのお子様を対象
※京都・滋賀地域に居住の方。※預金名義は原則お子様名といたします。

取扱期間：2021年4月1日～2022年3月31日

当初預入：ご新約にあたっては当組合より5,000円を
当初預入金として贈呈いたします。

預入期間：1年（自動継続元加式となります。原則として1年間は解約ができません。）

適用金利：店頭表示利率

そ の 他：本商品の利用はお1人様1回限りとさせていただきます。
当組合で定期積金掛金1万円以上の取引先（同時契約可）

定期積金「チャラ」

対 象 者：預入時に18歳未満のお子様を扶養している個人の方
※京都・滋賀地域に居住の方。※預金名義は原則お子様名といたします。

取扱期間：2021年4月1日～2022年3月31日

掛込金額：5,000円以上10万円まで
※1世帯あたりの掛込上限額10万円まで。

契約期間：2年～7年

適用利回り：年0.15%（税引後0.119%）（2人目のお子様から1人に対して年0.1%上乗せ）

例）子供2人の場合、年0.25%、子供3人の場合年0.35%
・税引後利率は、表示上小数点4位を切り捨てています。

そ の 他：満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算いたします。

詳しくは、各店舗窓口又は渉外係までお問い合わせください。

※当組合の預金は預金保険制度により、お1人様元本1,000万円までと、そのお利息が保護されております。



京滋信用組合

— <https://www.keiji-shinkumi.net> —

本店営業部/〒615-0021 京都市右京区西院三蔵町20-2 TEL (075) 313-3166

□滋賀支店/〒520-0042 滋賀県大津市島の関5-20 TEL (077) 525-2980

□伏見支店/〒612-8422 京都市伏見区竹田七瀬川町20 TEL (075) 642-3131

□左京支店/〒606-8203 京都市左京区田中関田町2-29 TEL (075) 761-1251

□舞鶴支店/〒625-0036 京都府舞鶴市字浜658 TEL (0773) 62-4565

子育て応援預金 チャララ 商品概要説明

定期預金 チャララ（お取扱期間 2021年4月1日～2022年3月31日）

項 目	内 容
商 品 名	定期預金チャララ
対 象 者	出生から3ヶ月以内までの新生児のお子様を対象 ※ 京都・滋賀地域に居住の方 ※ 預金名義は原則お子様名といたします。 ※ 申込時に当組合で定期積金の掛金が1万円以上の取引先が対象(同時契約も可)
預 入 期 間	1 年
取 扱 種 類	自動継続元加式(通帳式定期)
払 戻 方 法	満期日以降、一括してお支払いいたします。
適 用 金 利	店頭表示金利 ※金利情報の入手方法については窓口でお問合せください。
利 息 計 算	1 年を365日として日割計算します。(付利単位は1円)
税 金	「復興特別所得税」0.315%が付加される2013年～2037年(25年間)の間にお受取になるお利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。
総 合 口 座	取扱不可
中途解約時の取扱	原則として1年間は中途解約ができません。やむをえず中途解約される場合は、所定の期限前解約利率を適用いたします。 【期限前解約利率】 ・ 預入日から6ヶ月未満での中途解約利率は解約日の普通預金利率 ・ 預入日から6ヶ月以上1年未満での中途解約利率は約定利率の×50%
取 扱 上 の 留 意 事 項	・ 本商品の利用はお1人様1回限りです。 ・ 本商品申込時の当初預入金5,000円を当組合が出生された新生児のお子様名義で預金通帳を贈呈いたします。 ・ 新生児のお子様を確認できる公的資料を徴求します。 ・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算いたします。
預 金 保 険 制 度	この預金は預金保険の対象商品であり、同保険の範囲内で保護されます。 ※1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円(決済用預金を除く)とその利息部分が保護の対象です。

定期積金 チャララ（お取扱期間 2021年4月1日～2022年3月31日）

項 目	内 容
商 品 名	定期積金チャララ（スーパー積金定額式月掛乙種）
販 売 対 象	預入時に18歳未満のお子様を扶養している個人の方
契 約 期 間	2 年～7 年
掛 込 方 法	普通預金口座からの自動振替
掛 込 金 額	5 千円以上100千円まで ※1世帯あたりの掛込上限額は100千円まで。
掛 込 単 位	1,000円単位
払 戻 方 法	満期日以降に一括して給付契約金をお支払いいたします。
給付補填金	適用利回り 年0.15%（税引後0.119%） ・ 2人目のお子様から1人に対して年0.1%上乗せ。 例：お子様が3人の場合適用利回りは年0.35%（税引後0.278%）、お子様が5人の場合適用利回りは年0.55%（税引後0.438%）となります。 ・ 税引後利率は、表示上小数点4位を切り捨てています。
	支 払 方 法 満期日以降に一括してお支払いいたします。
	計 算 方 法 付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算いたします。
利 息 計 算	1 年を365日として日割計算します。(付利単位は100円)
税 金	「復興特別所得税」0.315%が付加される2013年～2037年(25年間)の間にお受取になるお利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。
期限前解約時の取扱	満期日前にご解約される場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払戻いたします。 ・ 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合は解約日における普通預金の利率 ・ 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合は約定年利回り×60%の利率 (但し、解約日における普通預金利率を下限とする。)
その他参考となる事項	満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算いたします。
預 金 保 険 制 度	この預金は預金保険の対象商品であり、同保険の範囲内で保護されます。 ※1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円(決済用預金を除く)とその利息部分が保護の対象です。